

事務連絡  
令和6年4月26日

各居宅サービス事業所管理者 殿

東京都福祉局高齢者施策推進部  
介護保険課長 西川 篤史

### 東京都指定居宅サービス等の人員、設備等に関する基準の一部見直しについて

日頃より、東京都の福祉行政に御理解、御協力を賜り御礼申し上げます。  
都においては、このたび、通所介護事業所における看護職員の配置、訪問系サービスにおける設備に関する基準等の見直しを行いましたので、通知します。  
つきましては、事業所の適切な運営に向けて、御対応くださいますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 改正の概要

別紙1のとおり

#### 2 適用年月日

令和6年4月1日

#### 3 設備基準の見直し【訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・福祉用具貸与・福祉用具販売】

##### (1) 改正内容

- ・他の事業との事務室の共用について、別事業者の運営する事業の事務室との共用も可能とする。
- ・相談スペースが確保されていれば、パーティション等による仕切りを設けないことも可能とする。
- ・感染対策として必要な手指洗浄場所について、運営に支障がない場合は、同一敷地内他事業所との共用も可能とする（福祉用具については設置不要）。

##### (2) 改正規定等（別紙2）

- ・東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領（以下「施行要領」という）

##### (3) その他

- ・併設事業所の状況などによって、利用者等の秘密の保持に関して特段の注意が必要となります。その他、必要な備品等が一部変更になっています（※）。
- （※）訪問系サービス・福祉用具以外も、通所介護・短期入所生活介護で一部変更が生じています。
- ・詳細については、平面図の記入例・注意事項（別紙3）をご覧ください。

#### 4 人員基準の見直し【通所介護】

##### (1) 改正内容

- ・通所介護事業所の職員により看護職員を確保する場合に、看護職員が不在となる時間帯の看護職員と事業所との連携方法について、連携先の事業所は同一敷地内又は隣接する敷地内の事業所に限らないことを明確化する。

##### (2) 改正規定等（別紙4）

- ・指定通所介護事業所の看護職員配置に係る Q&A

#### 4 その他

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）の一部改正にともない、令和6年4月1日付で東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の改正を行っています。

改正後の条例等は東京都ホームページで5月上旬公開予定です。

[https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/tuutitou/0\\_kyoutuu/index.html](https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/0_kyoutuu/index.html)

詳細な改正内容については、厚生労働省ホームページをご確認ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_38790.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html)

#### 【担当】

東京都福祉局 高齢者施策推進部 介護保険課 介護事業者担当

※問合せの際は、以下の問合せフォームからお問い合わせください。

東京都福祉局 > 高齢者 > 東京都介護サービス情報

[https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/index.html](https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html)